

東京産食材を使用した米粉パン商品開発支援事業実施要綱

5 米利推委第 7 号

令和 5 年 5 月 1 5 日

第 1 目的

この要綱は、都内産食材及び米粉の利用促進を図るため、都内産農産物を使用して米粉パンを商品開発する食品製造事業者を支援する「東京産食材を使用した米粉パン商品開発支援事業」の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第 2 事業の内容

都内の食品製造事業者に対して、東京産食材を使用した米粉パンの商品開発に必要な経費の一部を補助することにより支援する。

第 3 事業実施主体

- 1 事業実施主体は、都内に主たる事業所を有している食品製造事業者とする。
- 2 食品製造事業者には、自ら食品の製造・開発を行う小売・サービス事業者を含むものとする。

第 4 審査会

- 1 米粉等利用推進委員会は、第 2 に規定する支援対象の審査を行うための審査会を設置する。
- 2 審査会に必要な事項は別に定める。

第 5 措置

米粉等利用推進委員会委員長は、別に定めるところにより予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について助成するものとする。

なお、補助対象経費については、別に定める。

第 6 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、米粉等利用推進委員会委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 1 5 日から施行する。